

令和２年第２回奥州市議会臨時会付議事件

(令和２年４月28日)

- | | |
|--------|---|
| 議案第１号 | 奥州市税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第２号 | 奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第３号 | 令和元年度奥州市一般会計補正予算（第12号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第４号 | 令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第５号 | 令和元年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第６号 | 令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第６号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第７号 | 令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第８号 | 令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第９号 | 令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第10号 | 令和元年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 議案第11号 | 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 議案第12号 | 令和２年度奥州市一般会計補正予算（第２号） |
| 議案第13号 | 令和２年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第１号） |

議案第 1 号

奥州市税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

奥州市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和2年4月28日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

奥州市税条例等の一部を改正する条例
(奥州市税条例の一部改正)

第1条 奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「

提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地

」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第12条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の2中「附則第18条第1項」を「附則第22条第1項」に改める。

附則第13条及び第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改める。

(奥州市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奥州市税条例等の一部を改正する条例（令和元年奥州市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、奥州市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の奥州市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税につい

て適用する。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（奥州市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 奥州市税条例等の一部を改正する条例（平成30年奥州市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

（奥州市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 奥州市税条例の一部を改正する条例（平成31年奥州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

専決第14号

専 決 処 分 書

奥州市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 2 号

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認
を求めることについて

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第
67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の
規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 28 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険税条例（平成18年奥州市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奥州市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決第15号

専 決 処 分 書

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 3 号

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第12号）の専決処分に関し承認を
求めることについて

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第12号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 28 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 6 号

専 決 処 分 書

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和 2 年 3 月 30 日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 4 号

令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に
関し承認を求めることについて

令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を地方自治法（昭和22
年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条
第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 28 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 7 号

専 決 処 分 書

令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 2 年 3 月 30 日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 5 号

令和元年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分
に関し承認を求めることについて

令和元年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同
条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 28 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 8 号

専 決 処 分 書

令和元年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 2 年 3 月 30 日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 6 号

令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分に関し
承認を求めることについて

令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 28 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 9 号

専 決 処 分 書

令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 2 年 3 月 30 日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 7 号

令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分に関し承認を求めることについて

令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 28 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第10号

専 決 処 分 書

令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 8 号

令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分に関し承認を求めることについて

令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 28 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第11号

専 決 処 分 書

令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 9 号

令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分に関し承認を求めることについて

令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第 5 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 28 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第12号

専 決 処 分 書

令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第10号

令和元年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し
承認を求めることについて

令和元年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和2年4月28日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第13号

専 決 処 分 書

令和元年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第11号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

小型動力ポンプ積載車の経年劣化に伴う性能低下等により消防団活動に支障を来さないよう、計画的な車両更新を行い、円滑な消防団活動を図るため。

2 取得する財産

(1) 種別 小型動力ポンプ積載車（消防団配備車両）

(2) 数量 5台

(3) 取得価格 28,896,650円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県盛岡市渋民字岩鼻69番地24

氏名 有限会社佐々木ボデー

代表取締役 佐々木 清

令和2年4月28日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

消防団活動で使用する小型動力ポンプ積載車を取得しようとするものである。

議案第12号

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和2年4月28日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第13号

令和2年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第1号）

令和2年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和2年4月28日提出

奥州市長 小 沢 昌 記